

3. 道路

[1] 歩道等(歩道・自転車歩行者道)

[2] 立体横断施設(横断歩道橋・地下横断歩道)

□道路整備に当たっての基本方針

道路は、すべての人の生活の基盤であり、道路利用者は極めて多様である。

福祉のまちづくりとしての道路の整備においては、高齢者や障害者等が積極的に社会参加できる環境をつくるため、高齢者や障害者を含むすべての人の安全かつ円滑な移動と連続性を確保する視点が必要である。

- ・ 高齢者や障害者を含むすべての人が安全に歩行、移動ができるよう、歩車道の分離、歩道等における十分な幅及び平坦性の確保、垂直方向への移動、積雪時の歩行空間の確保等に配慮した整備を行う。
- ・ すべての人が自由かつ広範囲に移動できるよう、歩行空間の連続性を確保する。特に多くの人々が利用する機会の多い駅やバスターミナルなどの周辺や、公共施設や商業施設などが集中しているエリアについて重点的に整備を進める。

3. 道路

[1] 歩道等(歩道・自転車歩行者道)

整備の基本的考え方

障害者や高齢者を含む歩行者の安全性を確保するため、歩道と車道は可能な限り分離して自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。また、歩道の幅員や構造は安心して通行できるものとする。

整備基準

歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。

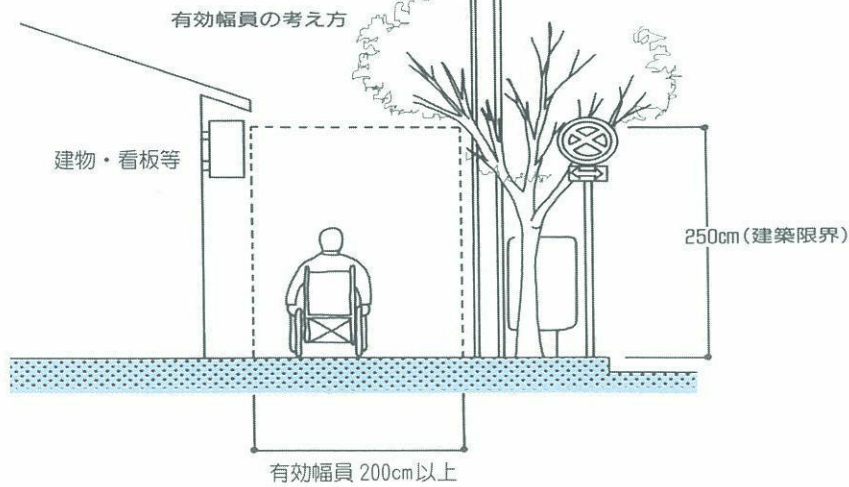
- イ 幅は、歩道にあっては2 m以上、自転車歩行者道にあっては3 m以上とすること。
- ロ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。
- ハ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。
- ニ 横断歩道及び歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ部は、高齢者、障害者等の通行に支障のない構造とすること。
- ホ 周辺の生活関連施設の設置状況に応じて、視覚障害者を誘導するための「誘導用ブロック」及び視覚障害者の注意を喚起するための「注意喚起用ブロック」を敷設すること。
- ヘ 周辺の生活関連施設の設置状況及び利用状況に応じて、積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。

さらに望ましい基準

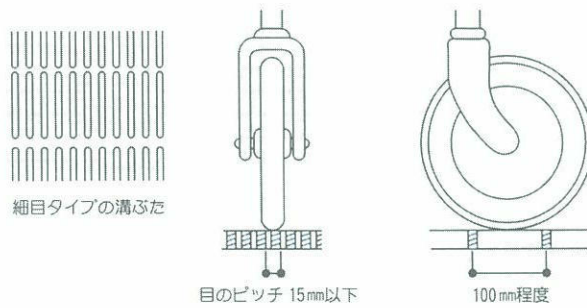
- ・横断歩道付近で歩行者の滞留が見込まれる場合等は、必要に応じ、歩行者の滞留のための場所を設けること。

参考解説図

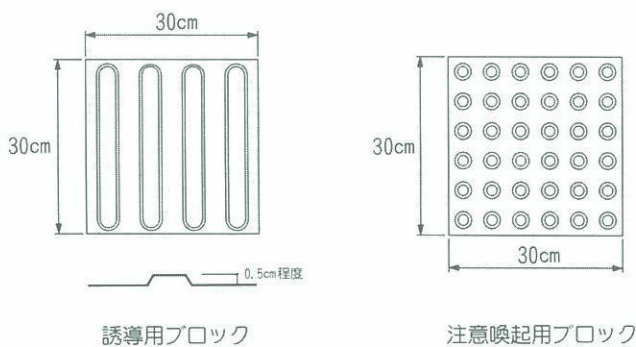
■歩道の有効幅員



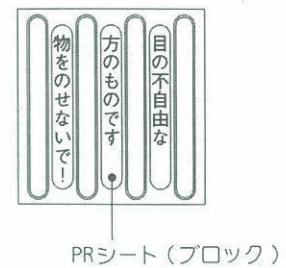
■安全な溝ぶたの例



■誘導用ブロック・注意喚起用ブロックの例



■PRシートの敷設



○解説

※ 2 m以上：車いす同士がすれ違いやすい幅。

※ 3 m以上：車いす 2 台と自転車 1 台がすれ違える幅

※ 通行に支障のない構造の溝ぶた：車いすの車輪や杖の先が落ち込まない構造の溝ぶた(参考解説図参照)

※ 誘導用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別し

やすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。(参考解説図参照)

※ 注意喚起用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別し

やすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。(参考解説図参照)

○配慮事項

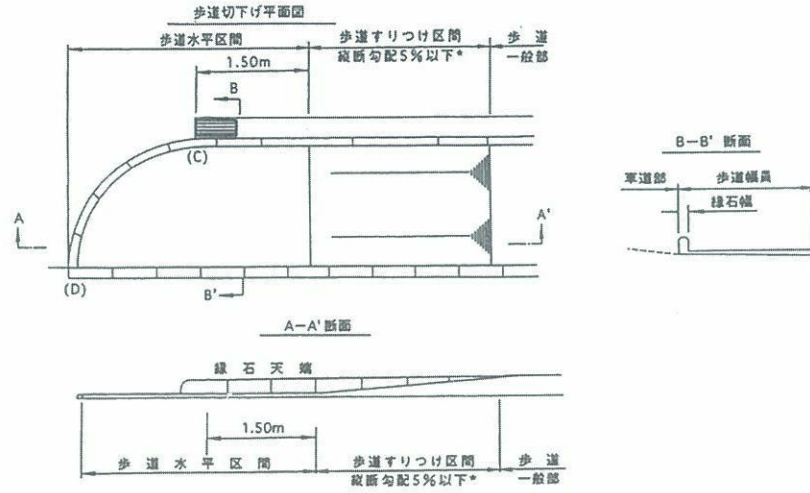
・ 誘導用ブロック上への商品や自転車のせり出しを防ぐためPRシートなどの敷設を行なうこと。(参考解説図参照)

・ 車両乗り入れ部においても車いす等の安全な通行ができるように連続性を確保すること。

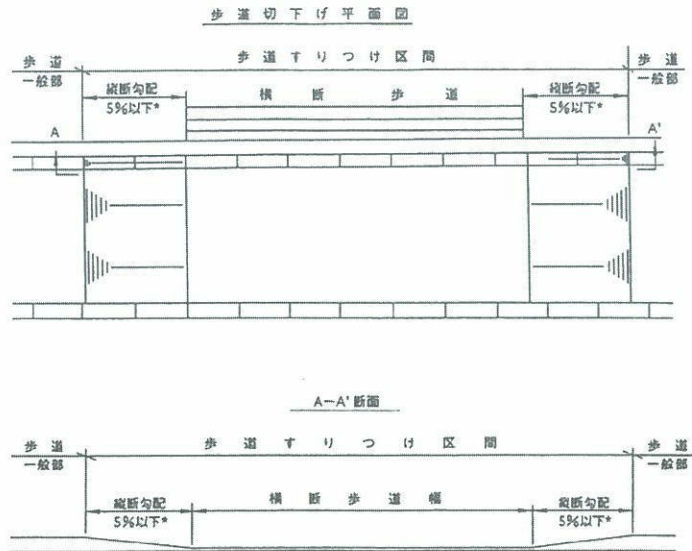
参考解説図

■横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

○歩道等の巻込み部における構造

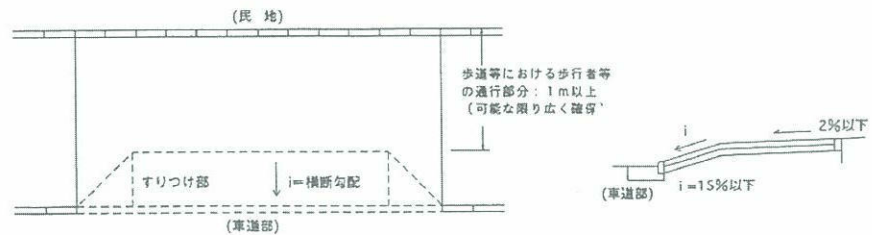


○横断歩道箇所における構造



■車両乗入れ部

○歩道等内においてすりつけを行なう構造



3. 道路

[2]立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道)

整備の基本的考え方

交通量の多い車道を歩行者が安全に横断するための立体横断施設を設置する場合は、高齢者や障害者等の負担の少ない施設整備を進める。

整備基準

立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。

- イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ロ 階段には、回り段を設けないこと。
- ハ 階段及び傾斜路並びにそれらの踊場には、両側に手すりを設けること。
- ニ 周辺的生活関連施設の設置状況に応じて、誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを適切に敷設すること。

さらに望ましい基準

○解説

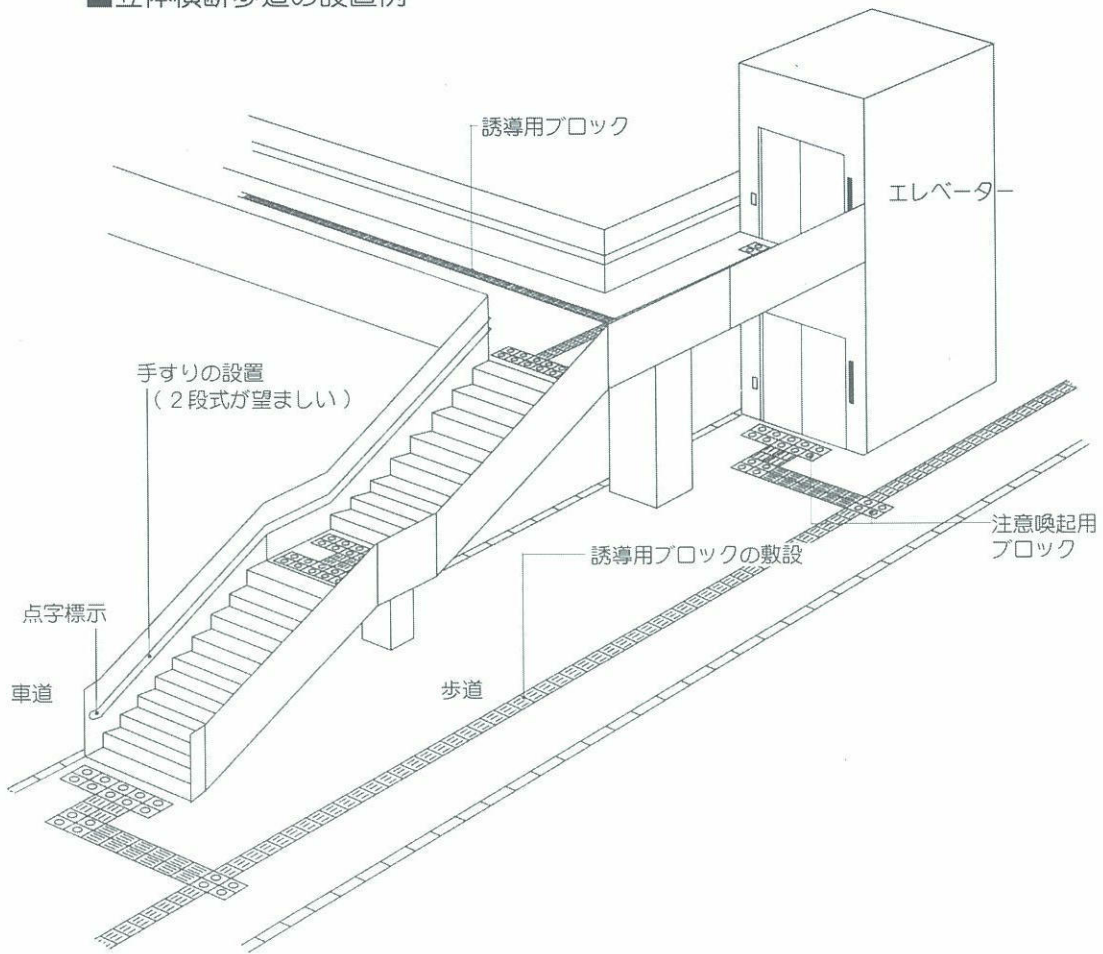
- ※回り段:回り段は踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が段を踏み外す恐れがある。また、歩行困難者にとっても、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険を伴う。
- ※誘導用ブロック:周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。([1]歩道等の参考解説図 73 頁参照)
- ※注意喚起用ブロック:周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。([1]歩道等の参考解説図 73 頁参照)

○配慮事項

- ・駅前広場など歩行者が多い場所では、エレベーター、エスカレーター等を併設させることが望ましい。
- ・立体横断施設には、必用に応じ防雪、凍結防止設備を設置することが望ましい。
- ・地下横断歩道には、必用に応じ案内標示を設けること。
- ・手すりの端部及び要所に点字標示を設けることが望ましい。

参考解説図

■立体横断歩道の設置例



■点字標示

手すりの点字標示
(歩道橋名称、周辺施設、地区等名)

